

# 令和5年度第4回南関町農業委員会会議録

令和5年7月10日(月)  
午後1時22分開会  
南関町役場 庁議室

## 一、開会宣言

## 二、議事日程

### 1. 開 会

### 2. 農業委員会憲章朗読

7番 末竹信雄君

### 3. 会長挨拶

### 4. 議事録署名人の指名

6番 福山正英君

7番 末竹信雄君

### 5. 議 事

第12号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第13号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第14号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第15号議案 非農地判断について

第16号議案 農用地利用集積計画の承認について(一括方式)

### 6. 閉 会

## 三、出席委員は次のとおりである。(11名)

会長 井上 繁孝君

副会長 打越 辰美君

1番 平山 竜代君

2番 原口 隆治君

3番 大里 義明君

4番 猿渡 徳幸君

5番 片山 弘美君

6番 福山 正英君

7番 末竹 信雄君

8番 山口 勲君

9番 城戸 英次君

## 四、欠席委員は次のとおりである。(0名)

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

事務局長 田口 明 君

書記 齋田 士郎 君

## 令和5年度第4回南関町農業委員会会議録

### 議事の経過

-----○-----

開会 午後1時22分

#### 1. 開会

○副会長（打越 辰美君） 起立。定刻前ですけれども、皆さんお集まりですので、ただいまから令和5年度の第4回南関町農業委員会の総会を開会いたします。礼。

○事務局長（田口 明君） それでは、本日は委員の皆様、全員ご出席でありますので、総会が成立いたすことをご報告いたします。

-----○-----

#### 2. 農業委員会憲章朗読

○事務局長（田口 明君） それでは、農業委員会憲章朗読を7番、末竹委員さん、よろしく願いいたします。

○7番（末竹 信雄君） （農業委員会憲章は省略）

○事務局長（田口 明君） ありがとうございます。

それでは、総会開催にあたり、会長挨拶をお願いいたします。

-----○-----

#### 3. 会長挨拶

○会長（井上 繁孝君） 皆さん改めまして、こんにちは。

本日は本当に私たちも前は言葉もわかりませんでしたけれども、今何て言うのですか、何とか線状降水帯と言いますかね。私たちの上に差し掛かって本当に当地区におきましては、6月の22、23日ぐらいからずっとこのような天気が続きまして、本当に今年度は梅雨らしい梅雨といった現状です。幸いにして南関町には大きな被害は出ていないということでお聞きしておりますけれども、近隣と言いますか、福岡県、大分、非常に今日も毎日災害と申しますか、洪水の報道ばかりですけれども、そういう中に今日は第5回の農業委員会総会をするわけでございますが、今日は議案も10号議案から12号議案、16号議案まで予定しております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

また総会終了後は、農地パトロール出発式、また農地パトロールの中でもタブレット使用等の研修をしますので、本当にお忙しいと言いますか、時間帯でございませぬけれども、最後までよろしく願いいたします。

○事務局長（田口 明君） 井上会長、ありがとうございます。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以降の議事の進行は井上会長をお願いいたします。

なお、発言しようとする委員は、議長の許可を受けなければならないとなっております。また、携帯電話につきましては、音が鳴らないよう対応をお願いいたします。

それでは会長、よろしくをお願いいたします。

-----○-----

#### 4. 議事録署名人の指名

○議長（井上 繁孝君） それでは、これより議事に入ります。議事録署名人を指名いたします。今回は議事録署名人として6番福山委員、7番末竹委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

なお、事務局が行う議案説明は事前に配付している議案説明書に代えることで議事を円滑に進めたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

-----○-----

#### 5. 議 事

○議長（井上 繁孝君） それでは、議案審議に入ります。

第12号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

案件は、3件4筆です。

それでは、本案について、現地調査に出向されました農業委員より説明をお願いいたします。

7番末竹委員、申請番号153番、163番の説明をお願いいたします。

○7番（末竹 信雄君） 153番、163番について説明をいたします。事務局と6月27日の日に現地を確認にまいりました。譲渡人の方はこちらに住まわれておりません。今130、131なっているところはその空いている家の横になります。現在は全く管理されておりましたので、草木が覆われておりましたが売買されることにより家庭菜園として使われるということでよかったんじゃないだろうかと思っておるが、また隣にも迷惑のかかるようなことはないと思います。163番も現在空いておる家を買われるということでその家の前にある畑を処分するというところでそれも売買の契約になっております。

よろしくをお願いいたします。

○議長（井上 繁孝君） 続きまして、山口委員、申請番号154番の説明をお願いします。

○8番（山口 勲君） 申請番号154番、これはですね豊永地区といっても二人とも渡人、受人も小原の人で、地形的には豊永の一番はしっこになつとるわけです。6月27日ですね、私と小原の菅原さんの推進委員と事務局2人確認に行きました。

その時はちょっと遠かところから上が学さんの孟宗山でユンボが見えた関係か何かでここからよかろていいなはったけんですね、私はそんな時はちょっと反論はしませんでしたけど、また後日行ってからようとみたら本当田んぼであって一番北側は石掛がしてあって、門の上には小さか用水池というですかね、堤と私共普通言いますけどそれがあって、売買には非常に結構なことだと思いましたが、ちょっと気になるとが田んぼはもう土砂をユンボで学さん建設業もしとんなはるもんだからユンボば持ってきて土砂も押しとんなはったです。山になつとは間違いなかけんですね、気になるけんまた後日事務局に地目変更はどがんなつとて聞いたらよかろていいなはったつがちょっとそれが気になりますけど、そしてよかったら現地確認というのは、実際の現地に1歩か2歩足を踏み入れるのが現地確認じゃなかるうかと私は強く思いました。

以上です。

売買には支障ないと思えますけど、一応気になったところは発言しておきます。

○議長（井上 繁孝君） はい、ありがとうございます。

ただいま委員の説明も終わりましたが、何かご意見、ご質問ありませんか。  
ありませんか。

(なしの声)

○議長（井上 繁孝君） ないようでございますので、採決いたします。

第12号議案について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、第12号議案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、第13号議案、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

案件は1件1筆です。

現案について、現地調査に出向されました農業委員さんより説明をお願いいたします。

7番、末竹委員。申請番号164番の説明をお願いいたします。

○7番（末竹 信雄君） 説明をいたします。

164番は先ほど申しました163番の畑でありまして、ここは地図を見てもらうとわかりますけど、奥の自宅に行くときにここを通らんと自宅のほうに行かれないところだったので、これは元からここを進入路として使われとったということで、その部分を今回進入路としてまた申請をしなおすということでありますので、特に問題はないと思います。

○議長（井上 繁孝君） はい、ありがとうございました。

ただいま委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ありませんか。

8番委員。

○8番（山口 勲君） これは進入路で書いてあるけど、よその方の人の無償で永久的に貸しなはっとでしょうか。

○議長（井上 繁孝君） 事務局。これは全部ば売買しなはっとで。

○8番（山口 勲君） 買いなはる人は加藤さんという人としたのほうには受人で書いてあるばってん、このところに書いてなかけんと思うちからちょっと聞いてみたんですよ。

○7番（末竹 信雄君） 渡人はしてなかったけん登記しなおして、もう売るといふ。

○8番（山口 勲君） ちょっとそこんところがはっきりわからなかったけん。なら家んとと登記と一緒になるとるわけですか。163番と。

○7番（末竹 信雄君） 163と一緒に進入路を。

○議長（井上 繁孝君） すみません。末竹委員、事務局から説明をしますので。

○事務局（齋田 士郎君） 事務局のほうから説明申し上げます。

申請番号163番で先ほどありました農地と今回申請番号164番であっている申請地に関しては農地ともう無断転用してあった進入路、道路ですねをまず分筆してあります。今現在この時現在では所有者は同じですね。今の163番でいう渡人の方の所有物となっております。要は163番の譲渡人の方がもともとその奥の家の所有者であって、農地法について無知だったことにより進入路を自分ちの農地に勝手に作っていたということで今回4条による追認申請があがっておるところです。始末書も添付されておりますし、数十年前から50年ほど前から道として利用していたということで始末書添付してあり、今回現地確認を末竹委員さんのほうにさせていただいて、問題ないということでご判断をいただいたところでした。

以上です。

○議長（井上 繁孝君） よございますか。

○8番（山口 勲君） 下を見てみんなら163番と同人で加藤さんて書いてあっとしやが私が質問もせんちゃよかったろうと思いますけれども。

○事務局（齋田 士郎君） 農地法の4条はですね、自分ちの土地を自分で転用する場合なので、譲受人、渡人というのが存在しません。はい。

○議長（井上 繁孝君） わかりましたか。普通は今までが自分の土地に家建てて自分の土地だったから自由に通りよったちゅうことですか。今度は売買された関係でそこがはっきりしてきたということですので。よございますか。

○8番（山口 勲君） はい。

○議長（井上 繁孝君） 売買されんなら何のこつはなかった。大体は分筆せなんけれども。

○8番（山口 勲君） 一応わかりました。だけん受人て書いてあつとまだ163番と同人て書いてあつとしゃがすぐわかったと思いますけど。はい。一応理解できました。

○議長（井上 繁孝君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（井上 繁孝君） ないようでございますので、採決いたします。

第13号議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、第13号議案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、第14号議案、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

案件は1件1筆です。

原案について現地調査に出向されました農業委員、説明をお願いいたします。

5番、片山委員。申請番号167番の説明をお願いします。

○5番（片山 弘美君） こちらの田んぼは6月27日に事務局2名、また推進委員さんと計、私と4名で現地を見てきました。現在こちらは何年も田を作られていない状態で写真を見ていただくとわかるんですけど、立ち並んで隣とかも民家ができております。前後に田畑はあったんですけど、別段ここは家を建てられるとの個人住宅とのことでしたので、周囲を見たんですけど排水するところもあるみたいですね、近くの方がもう家を建てられているので、別段ここは影響はほかの田んぼにはないように思われました。

ご審議のほうよろしくをお願いします。

○議長（井上 繁孝君） ありがとうございます。

ただいま委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（井上 繁孝君） ないようでございますので、採決いたします。

第14号議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、第14号議案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、第15号議案、「非農地判断について」を議題といたします。

案件は1件1筆です。

本案について現地調査に出向かれました農業委員より説明をお願いいたします。

4番、猿渡委員。申請番号154番の説明をお願いいたします。

○4番（猿渡 徳幸君） 申請番号154番を説明いたします。6月27日、現地確認を事務局と推進委員さんと私4名で現地確認を行いました。3年前の関川の災害の時に、復旧不能のような状況で現在はまた竹も入ってきており、非農地としての農地としては不能だと思判断ができました。私は問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（井上 繁孝君） はい、ありがとうございます。

ただいま委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（井上 繁孝君） ないようございまますので、採決いたしまます。

第15号議案について、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、第15号議案は原案のとおり承認されまました。

続きまして、第16号議案、「農用地利用集積計画の承認について（一括方式）」を議題といたしまます。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画を一括方式により設定するものです。設定予定の筆数は、2筆。面積は合計で1,061㎡です。なお、本案は南関町農業委員会会議規則第10条の規定による議事参与の制限に該当する案件となっており、私本人が議事参与の制限者にあたりますので、本案審議の進行を副会長の打越委員と交代し私は暫時退席させていただきます。

よろしくお願いたします。

（井上会長 退席）

○副会長（打越 辰美君） それでは、審議に入ります。

何かご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声）

○副会長（打越 辰美君） ないようございまますので、採決いたしまます。

第16号議案について、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○副会長（打越 辰美君） 異議なしと認め、第16号議案は原案のとおり承認されまました。

ここで退席をされまました井上会長には着席を求めまます。



(井上会長 着席)

○副会長(打越 辰美君) 退席をされた井上会長に報告いたします。

第16号議案につきましては、原案のとおり承認されました。

それでは、議長を交代いたします

○議長(井上 繁孝君) これで、本日の議案は、全て終了いたしました。

-----○-----

## 6. 閉 会

○議長(井上 繁孝君) 本日の議決事件等の字句の整理を、議長に一任いただきたい  
と思いますが、ご異議ございませんか。

(なしの声)

○議長(井上 繁孝君) 異議なしと認め、処理することにいたします。

皆様には、慎重審議いただきまして、ありがとうございました。これをもちまして、  
議長の席を降りさせていただきます。

○事務局長(田口 明君) ありがとうございました。

それでは、閉会を副会長、お願いいたします。

○副会長(打越 辰美君) 起立。

これをもちまして、令和5年度第4回南関町農業委員会総会を閉会いたします。  
礼。

-----○-----

閉会 午後1時45分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人